

公募型プロポーザル方式による契約候補者選定実施公告

みなべ町庁舎移転基本構想・基本計画策定支援業務について、公募型プロポーザル方式により契約候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年6月18日

みなべ町長 山本 秀平

1 業務概要

(1) 業務名称

みなべ町庁舎移転基本構想・基本計画策定支援業務

(2) 業務内容

みなべ町庁舎移転基本構想・基本計画策定支援業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和10年3月15日まで

(4) 委託上限額

33,550,000円（2ヶ年の総額で、消費税及び地方消費税を含む。）

※各会計年度における委託金額の支払限度額は、次のとおりとする。

令和8年度 15,950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 17,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加できる者は、契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。なお、本プロポーザルへの参加形態については単体企業とし、共同企業体等での参加は認めない。

(1) 参加申込書の提出時点で、みなべ町一般競争（指名競争）参加資格を有していること。

(2) みなべ町建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱（平成19年10月制定）の規定による指名停止措置、又はみなべ町建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成19年9月制定）の規定による指名除外を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 過去10年（平成28年度～令和7年度）において、国又は地方公共団体発注の延べ床面積5,000㎡以上の行政庁舎（学校、病院、文化施設等を除く。）に関して、基本構想又は基本計画策定業務の実績を有すること。

(7) 本業務の実施にあたり、配置予定技術者（管理技術者、照査技術者、担当技術者）は、(6)の実績を有すること。

3 契約候補者の選定

当該委託業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定するため、「公募型プロポーザル方式」により選定する。詳細については、「みなべ町庁舎移転基本構想・基本計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」のとおりとする。

4 プロポーザルの全体日程（予定）

項目	日程
① 公告及び参加申込開始	令和8年6月18日
② 質問書提出締切	令和8年6月25日 午後5時まで
③ 質問に対する回答	令和8年6月29日
④ 参加申込及び一次審査提出書類締切	令和8年7月3日 午後5時まで
⑤ 一次審査結果通知	令和8年7月8日頃
⑥ 二次審査提出書類締切	令和8年7月22日
⑦ プレゼンテーション（二次審査）の実施	令和8年7月28日
⑧ 選定結果通知	令和8年8月4日頃

※上記スケジュールはやむを得ない事由がある場合は、町の判断で変更することがある。

5 その他

前各項のほか、提案募集の詳細、仕様書、書面様式等は、別に定める「みなべ町庁舎移転基本構想・基本計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」及び「みなべ町庁舎移転基本構想・基本計画策定支援業務仕様書」のとおりとする。

6 本公告に対する問合せ先

〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝742番地

みなべ町役場総務課

電話 0739-72-2051 /ファックス 0739-72-1223

電子メール somu@town.minabe.lg.jp